

青森県報

第二千六百八十九号

平成十八年
十月六日
(金曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出…………… (健康福祉課 ……)
- 生活保護法による医療機関の指定…………… (政 策 同 課 ……)
- 飼料の試験の結果の概要…………… (畜 産 課 ……)
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正…………… (経 理 課 ……)

告 示

青森県告示第七百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所 在 地 又 は 住 所	廃止年月日
階上歯科診療所	三戸郡階上町大字道仏字榊山一〇の一三	平成一六・三・三

青森県告示第七百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所 在 地 又 は 住 所	指定年月日
階上歯科診療所	三戸郡階上町大字道仏字榊山一〇の一三	平成一六・三・三

青森県告示第七百二十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項及び第二項の規定により平成十八年九月六日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十八年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要										違反の内容				
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	T D N %		M E kcal/kg	その他検査水分 %		
伊藤忠飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の6	同 左	ノーサン印子豚育成用 配合飼料 のびざかい子豚H	18.9	17.6	5.5	0.76	0.54	2.4	4.2					81.1		13.5		
			18.9	16.9	5.7	5.01	0.62	2.6	13.3							2,880	11.3	
			18.9	15.3	3.0	0.84	0.59	2.4	4.5						76.3			13.5

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分に対する過不足量等を示す。

青森県告示第七百三十号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成十八年十月十日から施行する。

平成十八年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

「株式会社みちのく銀行東京支店
東京都中央区日本橋大伝馬
町二丁目」を

「株式会社みちのく銀行東京支店
東京都中央区日本橋蛸殻町
一丁目」に改める。

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県
(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭